

# 公立大学法人北九州市立大学受託研究取扱規程

平成17年4月1日  
北九大規程第59号

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人北九州市立大学（以下「本学」という。）における受託研究の受入れ及び取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、受託研究に要する経費（以下「研究経費」という。）の執行の適正化を図るものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託研究 本学以外からの委託を受けて職務として行う研究、調査、分析、実験等で、それに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (2) 委託者 受託研究を委託しようとする外部の団体等をいう。
- (3) 研究担当者 受託研究を実施する本学の教員をいう。
- (4) 学部等 本学の学部（学群を含む）、大学院、地域戦略研究所、国際教育交流センター、図書館、基盤教育センター、入試広報センター、キャリアセンター、地域貢献室、地域共生教育センター、情報総合センター、環境技術研究所及び中華ビジネス研究センターをいう。
- (5) 国等 国、地方公共団体、国立研究開発法人、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人（国庫、公団等）及び公益法人等をいう。

## (受託の基準)

第3条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ本来の教育研究に支障を及ぼすおそれのないものと認められる場合に限り、行うものとする。

## (受託の条件)

第4条 受託研究は、次の各号に掲げる条件のもとに受け入れるものとする。

- (1) 研究経費によって取得した設備、備品及び図書等は本学に帰属すること。
- (2) 受託研究の結果生じた特許権及び他の知的財産権（実用新案権、意匠権、著作権、育成者権、回路配置利用権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）は、公立大学法人北九州市立大学知的財産管理規程（平成17年北九大規程42号）に基づき本学に帰属するものとし、委託者に対し、これを無償で使用させ、又は譲渡することはできないこと。ただし、研究交流促進法（昭和61年法律第57号）第7条の規定に準じ、委託者の申出により、受託研究の成果に係る本学所有の特許権又は実用新案権の一部を委託者に譲渡することができること。
- (3) 受託研究の成果の公表は、本学がこれを行うこと。ただし、本学の承認がある場合に限り、委託者も公表できること。
- (4) 研究経費に不足が生じると認められる場合は、委託者と協議のうえ、その不足額を委託者に負担

させることができること。

- (5) 委託者の都合により、委託を一方的に中止することはできないこと。
  - (6) 本学におけるやむを得ない理由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わないこと。
  - (7) いったん納付した研究経費は、原則として、委託者に返還しないこと。ただし、前号の理由により受託研究を中止した場合に限り、不用となった経費の範囲内において、その全部又は一部を返還することができること。
  - (8) 研究経費は、原則として、当該研究の開始前に納付すること。
  - (9) 研究経費が指定期間内に納付されない場合は、本学において契約を解除できること。
- 2 委託者が国等である場合には、双方協議のうえ、前項の条件の全部又は一部を付さないことができる。

#### (複数年度にわたる受託研究)

第5条 理事長は、委託者の申出により、複数年度にわたる受託研究を受け入れることができる。

- 2 複数年度にわたる受託研究の期間は、原則として、3年を上限とする。ただし、理事長が研究計画  
上特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 複数年度にわたる受託研究においては、委託者は、研究経費を分割により納付（以下「分割納付」  
という。）することができる。

#### (研究経費)

第6条 委託者は、研究経費として、次に掲げる経費の合算額を負担するものとする。ただし、間接経費の比率については、別に定めるものとし、国等の競争的資金による受託研究を行う場合には、国等の規程等によるものとする。

- (1) 直接経費 物品購入費、図書購入費、旅費等の当該研究遂行に必要な経費
  - (2) 間接経費 光熱水費及び一般事務経費等
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、双方協議のうえ、間接経費を減額し、又は免除することができる。
- (1) 委託者が国等であり、委託者の規程等で間接経費の全部又は一部を拠出することができない旨を定めている場合
  - (2) 研究経費が、国等の競争的資金等から措置されるものであり、その性質上、間接経費の全部又は一部を拠出することができない旨を定めている場合
- 3 研究経費に不足が生じると認められる場合には、委託者と協議のうえ、その不足額を委託者に負担させることができる。

#### (設備等の取扱い)

第7条 研究経費により取得した設備、備品及び図書等は、本学に帰属するものとする。ただし、委託者が国等である場合又は研究経費が国等の競争的資金等から措置される場合には、双方協議のうえ、設備等の全部又は一部を返還することができる。

(受託研究の申込み)

第8条 受託研究の申込みは、理事長が定める受託研究申込書（以下「申込書」という。）を学部等の長に提出する形で行うものとする。ただし、申込みが国等によるものである場合、その他これによりがたい場合には、双方協議のうえ、申込書の提出を省略することができる。

2 学部等の長は、前項の申込書の提出があったときは、その受託研究の受入れ等について、研究担当者の意見を聴いたうえで、その内容が適当であると認めるとき、申込書を理事長に提出するものとする。この場合において、必要があるときは、学部等の長は、当該学部等の教授会又は意思決定を行う委員会等に付議することができる。

(受託研究の決定及び契約)

第9条 理事長は、前条による申込みについて、その内容が適当であると認めたときは、受入れを決定し、委託者との間に受託研究契約を締結するものとする。

2 理事長は、研究担当者が当該委託者において兼業を行っている場合、又は研究担当者が委託者の株式を保有している場合には、本学の利益相反委員会へ諮問し、その答申を経て、受入の決定をするものとする。

3 第1項の受託研究契約は、原則として、受託研究契約書により締結するものとする。

(研究経費の納付)

第10条 理事長は、委託者に対し、研究経費の請求書を送付して、経費を納付させるものとする。

2 委託者は、研究経費を当該研究の開始前まで（分割して納付する場合は、契約書記載の納期まで）に納付しなければならない。ただし、次の各号の全てに該当する場合には、研究経費の納付期限を、受託研究の開始日以降に設定することができる。

(1) 研究経費の納付を待たずに受託研究を開始しなければならない特段の事情がある場合

(2) 委託者が、受託研究契約書において研究経費を納付することを確約する場合

(3) 委託者の財務状況が健全であることを確認できる場合

3 研究経費は、双方協議のうえ、分割して納付することができる。この場合においては、契約書に納期毎の納付額を明記しなければならない。

4 いったん納付された研究経費は、委託者に返還しない。ただし、受託研究の中止又は完了の時点において、不要となった額があり、委託者から返還請求があった場合には、不要となった額の範囲内において、その全部又は一部を返還することができる。

5 研究経費が指定日までに納付されない場合には、受託研究契約を解除することができる。

(研究経費の執行等)

第11条 研究経費の執行及び研究経費により取得した資産の取扱いについては、公立大学法人北九州市立大学会計規則（平成17年北九大規程第56号）及びその他関係規程等の定めるところによる。

(研究の中止又は期間の延長)

第12条 研究担当者は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要がある場合は、直ちに学部等の長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 学部等の長は、前項の報告を受けたときは、天災その他やむを得ない理由があるときは、その経過を理事長に報告するものとする。この場合において、理事長は、当該受託研究を中止し、又は研究期間の延長を決定するものとする。

3 理事長は、前項の決定を、遅滞なく委託者に通知する。

(成果の公表)

第13条 受託研究による研究の成果は、受託研究契約書の定めるところにより、これを公表することができる。

(結果の報告)

第14条 研究担当者は、受託研究完了後、速やかに受託研究完了報告書及び収支決算報告書を理事長に提出するものとする。

2 受託研究期間が複数年度にわたる場合、研究担当者は各年度（受託研究終了年度を除く。）の受託研究経過報告書及び収支決算報告書を作成するものとする。

3 第2項の規定は、第1項の報告書について準用する。

(特許権の実施等)

第15条 理事長は、受託研究の結果生じた発明につき、第4条の第1項第2号に掲げる権利及びこれらを受ける権利（以下「特許権等」という。）を委託者又は委託者の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において独占的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

2 前項により理事長が実施させた特許権等を、委託者又は委託者の指定する者が当該特許権等を出願等した日の翌日から起算して3年を経過してもなお正当な理由なく実施しないとき、又は当該特許権を独占的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、理事長は、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対し、当該特許権等の実施を許諾することができる。

(実施料)

第16条 理事長は、前条の規定により、当該特許権等の実施を許諾したときは、別に実施契約を定め、実施料を徴収するものとする。

(定型的な受託研究)

第17条 学外から定型的な試験、調査、分析等を受託する場合の取扱いについては、別に定めるところによる。

(委任)

第18条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。